

＜重要＞外国人技能実習生等向け技能検定試験の取扱いについて(5月21日更新)

長野県からの「緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく適切な感染防止策の徹底要請」を踏まえ、当県における外国人技能実習生等向け技能検定試験の実施については、当面次のように取り扱うこととします。

記

●実施方針

次に該当するものを除き、感染防止に万全の対策を講じた上で、予定通り検定を実施する。

- ・検定当日の出席者の中に、発熱やせき等、かぜ症状のみられる体調不良者がいる場合
(企業・監理団体の付添いの方を含む)
- ・出席者の家族・同僚に、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者がいる場合
- ・監理団体担当者が特定警戒都道府県から来場する場合
- ・その他、感染拡大の恐れがあると認められる場合

●実施に当たっての留意点

受検に当たっては、下記の点に御留意ください。

- ・出席者の健康管理(事前の検温等)を徹底すること
- ・出席者は必ずマスクを着用し、手洗い、うがい等を励行すること

※なお、今後、再び緊急事態宣言が発令される等、状況が変わった場合は、再度、当ホームページで対応についてお知らせいたします。

また、参考に令和2年5月8日に更新した以前の通知を次ページに記載致します。

＜参考＞更新済

＜重要＞外国人技能実習生等向け技能検定試験の延期について(5月8日更新)

政府対策本部より発令された緊急事態宣言期間の延長を受け、長野県職業能力開発協会では、外国人技能実習生等向け技能検定試験を下記の通り原則として延期いたします。

なお、延期の対象となる試験を受け持つ監理団体様へは、当協会より直接ご連絡申し上げます。

記

●＜延期対象＞

下記の期間内に予定されている外国人技能実習生等向けの技能検定試験

5月9日(土)～5月31日(日)

《前回の延期対象 4月23日(木)～5月8日(金)》

●今回新たに延期となった試験については、原則8月以降での実施となります。

日程に関しましては、再調整した後に監理団体様宛に別途ご連絡いたします。

●法務省より、技能検定等の受検ができない場合の取扱い(「特定活動(4 か月)」)が公表されております。以下URLより事前にご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html